

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、
児童生徒に対する
きめ細かな対応等の実施について

平成30年1月26日（金）
初等中等教育局 児童生徒課

性同一性障害や性的指向・性自認に係る 児童生徒に関する取組の経緯

平成15年

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の成立（平成16年7月施行）

- 一定の要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること、
- 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い、などを規定。

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

- 「性同一性障害に関する教育相談等」があったとして、606件の報告。
- ※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答頂いた件数。

平成27年

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

- 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援などを通知。

平成28年

教職員向け周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日 児童生徒課長通知）

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 学校における支援体制について
 - ⇒「サポートチーム」の設置による対応
- 医療機関との連携について
- 学校生活の各場面での支援について
- 卒業証明書等について
 - ⇒戸籍上の性別変更を行った者への対応
- 当事者である児童生徒の保護者との関係について
 - ⇒保護者と十分話し合い、可能な支援を行う
- 教育委員会等による支援について
 - ⇒人権教育や生徒指導担当教員等及び管理職への研修
- その他留意点について

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

(略)

- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」概要

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ

【参考】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)

- 教職員の理解促進のため、教職員の研修において活用できる教職員向けの周知資料を作成

The image shows the cover and content page of a guide. The cover (left) has a light green background with abstract white lines and the title: 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」. The bottom left of the cover features the logo of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) and the text 「文部科学省」.

The content page (right) is titled 「5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)等に係るQ&A」. It contains four Q&A items:

- Q1** 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。
性別に関する違和感には強弱があり、成長に従って強くなることもあり、変化があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。
このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。
なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。
- Q2** 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。
既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部局の担当者との連携を図ることも考えられます。
- Q3** 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。
「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。
- Q4** サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。
通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。
なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。

7

【参考】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

Q 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのでしょうか。

A 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

Q 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

A 平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。

「アウティング」や「カミングアウトの強要」の回避について

～カミングアウトとは本来、 自分の意思で気持ちを伝えること～

- ※ 本人の意思に反して、性別の悩みや性同一性障害であることを言い広めるアウティングや、本人にカミングアウトするよう強く勧めることは、当事者である子どもを傷つけ、不登校や自殺、うつなどにつながる危険性があります。
- ※ 児童・生徒の間だけでなく、教員が関与して行われる場合もあることに注意が必要です。

Q 性自認や性的指向について、当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。

A 一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施（略）

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂

「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を本年3月に改定し、学校として特に配慮が必要な児童生徒として、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒について、対応を明記した。

- ◆ いじめ防止対策推進法の成立(平成25年6月21日)
→ 6月28日公布, 9月28日施行
- ◆ **いじめの防止等のための基本的な方針の改定(平成29年3月)**
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応
- **性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ**を防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。